

3 健やかで笑顔があふれるまちづくり

3-1 保健サービスの充実と地域医療体制の確保

【現状と課題】

保健サービスにおいては、平成 27 年度の本町の死亡数は 234 人で、その内悪性新生物（がん）が 24.4%、心疾患 20.1%、脳血管疾患 10.7%と三大死因で約 60%を占めています。一般的にこれらは、健康診断等により予防や早期発見、治療が可能な疾患といわれていますが、町の特定健診受診率は 55.9%と国及び県の受診率を上回っているものの、国の示す目標値 60%には達していないのが現状です。町の方々が健康に暮らし続けるためには、健康意識の向上と自らの健康増進に取り組む意識啓発がさらに必要となっています。

また、糖尿病や高血圧から人工透析に移行した方は、全新規透析者導入理由疾患の 30%以上となっており、生活習慣病対策はさらに重要となっています。

地域医療体制については、「保健・医療（病院・医院）の充実」に関する施策の満足度は低く、さらなる充実を求める重要度は、他の項目と比べると最も高くなっています。町民が日常生活で不安に感じるもののなかには、医療機関の数や診療科の種類の確保などといった医療提供体制や救急医療体制の充実を求める声が多くあります。

地域における医療機関の機能分化や連携等によりいつでも診てもらえる医療体制の確保が重要となっています。

【施策の方向】

健康増進計画に基づき、生活習慣病を減少させ、疾病の重症化を予防するなど、町民が生涯を通じて健康で快適な生活が送れるよう関係機関との連携のもと、あらゆる世代にわたる健康づくり活動などを推進し、総合的な保健サービス体制の充実に努めます。

町民が必要とする適切な医療が受けられるよう、南巨摩郡医師会や峡南医療センター企業団、峡南薬剤師会のほか、近隣地域の医療機関や保健所等との連携により救急医療の対応を図るなど、地域医療体制の確保に努めます。

【主な施策・事業】

- 健康増進計画の策定と推進
- 食育推進計画に基づく食育活動の推進
- 生活習慣病予防、重症化予防事業の推進
- 特定健康診査及びがん検診等の充実
- 地域医療・救急医療体制の充実
- 保健予防体制の充実
- 協会けんぽとの連携による健康づくり事業の推進
- 後発医薬品及び適正受診の啓発 等

【目標数値】

目 標	現 状 (H30 年度)	中間値 (H33 年度)	目標値 (H37 年度)	数値の出典
住民健診の受診 特定健診受診率 (国保 40～74 歳)	55.9%	58%	60%	町民生活課調べ (国民健康保険法定 報告より)
住民健診の受診 がん検診受診率 (胃・肺・肝・大腸・子宮・乳の 6 検診平均受診率)	22.7%	24%	25%	福祉保健課調べ (健康増進事業状況 報告より) 国がん対策推進基本 計画の目標値は 50%
健康教育・健康相談の開催回数	42 回	65 回	70 回	福祉保健課調べ 健康増進事業実績報 告より 3 事業実績書 (2)健康教育費、(3)健 康相談費
参加人数	1,025 人	1,300 人	1,400 人	
新規透析者数	8 人	7 人	5 人	福祉保健課調べ
ゲートキーパー養成講座等自殺対 策講習会受講者数	58 人	65 人	70 人	福祉保健課調べ
高齢者のインフルエンザワクチン 接種率	61.2%	63%	65%	福祉保健課調べ

3-2 介護・福祉サービスの充実

【現状と課題】

核家族化の進展により、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増加傾向にあり、地域のつながりの希薄化が進む中、「地域福祉の充実」に関する施策の重要度は高く、誰もが安心して暮らせる福祉・介護・医療環境の整備と充実がさらに求められています。

そのため、誰もが安心して暮らせるような地域のつながりや手助け、また、介護予防や介護に対する負担を軽減する取り組みもいっそう重要となっています。

また、孤立やひきこもりなどで周囲が気づかないまま、社会適応や社会生活が困難となる方も増加傾向にあります。早期の発見と対応が可能になるような体制を整えていくことも課題となっています。

【施策の方向】

あらゆる人が人間としての尊厳をもって、地域の中で安心して自立した、その人らしい生活が送れるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境づくりに努めます。

また、みんなで助け合って生きる地域福祉を推進するとともに、多様化・高度化する福祉サービスを支える専門家やボランティア等の確保・育成を図るとともに、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置し、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、地域資源の開発やネットワーク化などを進めていきます。

さらに、保健福祉に関わる分野及び担当課をこえた連携と地域とのネットワークにより、地域全体で福祉を支える体制に向けて、地域包括ケアシステムの深化を進めていきます。

※ 「ユニバーサルデザイン」～高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間づくりを行うこと。

※ 「地域包括ケアシステム」～重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

【主な施策・事業】

- 社会福祉協議会活動との更なる連携による地域福祉活動の推進
- 介護保険事業計画、地域福祉計画の策定及び健康増進計画、障害児者福祉計画等との連携強化
- 障がい児者福祉、高齢者福祉など、地域福祉の充実
- 福祉や介護に携わる専門家やボランティアの確保・育成、地区組織活動の育成・支援
- ボランティア活動の充実
- 地域の見守り・ネットワークの強化
- ひきこもり等サポーター派遣事業の実施
- 諸施策へのユニバーサルデザインの導入 等

【目標数値】

目 標	現 状 (H30 年度)	中間値 (H33 年度)	目標値 (H37 年度)	数値の出典
介護保険認定率（第1号被保険者）	16.0%	16.4%	16.6%	福祉保健課調べ
ボランティア 団体数	7 団体	7 団体	7 団体	社会福祉協議会調べ
登録人数(個人ボランティア含む)	470 人	510 人	550 人	
地域包括支援センター 認知度	知っている 33.9%	38.0%	42.0%	介護予防・日常生活圏 域ニーズ調査より
相談件数	2,428 件	2,600 件	2,800 件	地域包括支援センタ ー調べ
生活支援コーディネーターの配置	第1層 1 人	第1層・第2層 2 人	第1層・第2層 3 人	福祉保健課調べ
災害時要援護登録者数	336 人	370 人	410 人	福祉保健課調べ
ひきこもり等サポーターの配置	1 人	1 人	1 人	国の社会的孤立に対する 施策より

※「生活支援コーディネーター」 地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコ
ーディネイト機能を果たす者

※「第1層」 町区域のエリア

※「第2層」 日常生活圏域のエリア

3-3 高齢者の生活支援と充実

【現状と課題】

高齢者の増加、後期高齢者割合の増加などから、高齢者の身体的・精神的な変化による、認知症や閉じこもりなど、今後介護サービスの需要が高まることが予測されます。

そのため、生きがいを持ち自主的に地域活動に参加できる機会を設けて、高齢者の社会参加や生きがいづくりにつなげていくことが必要です。

また、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の増える中、外出支援や買い物支援などの生活支援の必要性が増加しています。社会福祉協議会、ボランティア、NPO、民間事業者等の多様な主体による生活支援・介護予防サービスを提供しやすい体制づくりが、必要となっています。

また、地域ぐるみで行う見守り・声かけ運動による安否確認など、高齢者が安心して生活できる仕組みをつくることが求められています。

【施策の方向】

高齢者が、いつまでも生きがいを持って豊かに暮らせるよう、就労や学習、スポーツ、地域活動などへの参加機会を充実するとともに、参加しやすい体制・環境づくりを進めます。

また、民生委員、社会福祉協議会やボランティア等と連携する中で、地域に住む人が交流できる場を拡充し、高齢者を孤立させず、いきいきとした地域の構築を図っていきます。

【主な施策・事業】

- 地域の自主活動（ふれあいいきいきサロン等）への支援
- 老人クラブ、シルバー人材センターの活動支援
- 介護予防教室等、高齢者の参加機会の充実と参加しやすい環境づくり 等

【目標数値】

目 標	現 状 (H30 年度)	中間値 (H33 年度)	目標値 (H37 年度)	数値の出典
老人クラブ会員数	616 人	650 人	700 人	社会福祉協議会調べ
シルバー人材センター登録者数	392 人	430 人	450 人	シルバー人材センター調べ
高齢者の幸せ度(平均点数)	10 点満点中 7.10 点	7.50 点	8.0 点	介護予防・日常生活圏 域ニーズ調査より
高齢者の集いの場 (いきいきサロン等)	16 箇所	20 箇所	25 箇所	社会福祉協議会調べ
一般介護予防教室の参加人数 (100 歳体操・いきいき筋力教室・ こつこつ教室等)	531 人	550 人	553 人	地域包括支援センタ ー調べ
高齢者人口に対する割合	10.5%	11.0%	11.5%	
認知症カフェ開催箇所数	1 箇所 月 1 回	2 箇所 月 1 回	3 箇所 月 1 回	地域包括支援センタ ー調べ
認知症サポーター養成者数	1,526 人	1,830 人	2,200 人	地域包括支援センタ ー調べ
生活支援サポーター養成講座	3 回	4 回	5 回	社会福祉協議会調べ
養成者数	20 人	30 人	40 人	

※「生活支援サポーター」 住民ボランティアによる軽易な生活支援活動を行うサービス支援者

3-4 障がい児者の生活支援と充実

【現状と課題】

町における障害者手帳所持者数の合計は、直近3年では減少傾向にあるものの、療育手帳（知的障害のある方）及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向にあります。中でも、療育手帳の状況では、重度及び中度は横ばいで推移していますが、軽度が年々増加しています。

また、国においても、生活習慣病対策と共に精神に疾患を抱える人が急増している状況から、精神保健医療の充実を図ることとしており、さらに、平成25年度から「障害者総合支援法」が施行され、サービスの対象に難病等が追加されるなど、地域社会における共生の実現に向けた法制度の整備がおこなわれました。

町においても「高齢者・障がい児者の福祉の充実」に関する施策の重要度が高く、障がい児者の有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境づくりが求められているところであり、障がい児支援を含め、各ライフサイクルを通した、支援体制の構築を図ることが喫緊の課題となっています。また、障がい児者の社会参加を支援する外出支援への需要は特に高くなっています。

【施策の方向】

障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、サービス提供に必要な基盤整備と人材確保、サービスの質の向上に努めます。また、障がいのある方などへの保健・医療・福祉施策の充実や総合的な推進、施設の計画的な整備、人材確保の支援に努め、計画の進行管理を行います。

障がいのある方が自分に合った働き方ができるように、関係機関や事業所と協力しながら、就労支援から一般就労への移行を支援します。

身近な地域での助け合いや見守りの啓発、ボランティア活動の促進など、地域における福祉活動の支援に努め、さらに、地域共生社会の実現に向けて、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、本人の自己決定が尊重され、その人の能力と適正に応じた生活支援ができる体制づくりに努めます。

【主な施策・事業】

- 地域生活支援事業の展開（障がい児者の社会参加への促進）
- 安心して暮らせる環境づくり
- 相談支援体制の充実
- 就労定着に向けた支援
- 障がい福祉サービスの充実
- 発達障がい児者支援の体制整備
- 障がい児支援の提供体制 等

【目標数値】

目 標	現 状 (H30 年度)	中間値 (H33 年度)	目標値 (H37 年度)	数値の出典
障がい福祉サービス利用者総数	206 人	257 人	325 人	福祉保健課調べ
利用児数 (18 歳未満)	22 人	28 人	36 人	
利用者数 (18 歳以上)	184 人	229 人	289 人	
相談支援 延件数	2,500 件	2,700 件	3,000 件	峡南圏域相談支援センター調べ
実人数	75 人	80 人	90 人	
手話教室受講者数	29 人	32 人	36 人	第 5 期障害福祉計画より
移動支援事業利用実人数	33 人	40 人	44 人	第 5 期障害福祉計画より
福祉施設から一般就労した人数	1 人	2 人	4 人	第 5 期障害福祉計画より
放課後等デイサービス利用児実人数	15 人	16 人	17 人	第 5 期障害福祉計画より
発達障害者等の相談窓口の設置 (改正発達障害者支援法による)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	第 5 期障害福祉計画より

3-5 子育て支援の充実

【現状と課題】

少子化、核家族化や貧困による家庭の子育て力の低下が指摘され、子どもを生み育てることへの不安を抱える保護者が増加しており、次代を担う子どもたちを安心して育てられる環境の充実を求める声が多く聞かれます。

また、働く親の支援として子育てと仕事を両立するため、時代に即した保育サービス等の充実が求められています。

【施策の方向】

男女がともに子育てしながら就労でき、安心して子どもを生み、育てることができるように、妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える子育て世代包括支援センターにおいて育児不安に対する相談や子育てサービスの調整を行い、地域や子育て関係機関、学校教育機関との連携を図るなど、支援の充実に努めます。

また、保育所では利用者ニーズに応じた保育サービスの充実に努めます。

さらに、次代を担う中学生や高校生に対して、命の大切さや子育てに対する理解を深めるために、思春期教育を継続実施します。

【主な施策・事業】

- 子ども・子育て支援事業計画の推進
- 新児童センターの整備
- 子育て世代包括支援センター機能の充実及び拡充
- 母子保健事業の充実（産婦健診事業・新生児聴覚検査事業の実施）
- 子育て世帯の負担軽減
- 児童虐待防止対策の充実
- 保育サービスの充実（未満児・延長保育、保育所の再編等）
- 病児保育の実施
- 思春期体験学習の実施 等

【目標数値】

目 標	現 状 (H30 年度)	中間値 (H33 年度)	目標値 (H37 年度)	数値の出典
延長保育の実施	2 箇所	3 箇所	3 箇所	子育て支援課調べ
子育て世代包括支援センター機能 (利用者支援事業)の拡充	母子保健型 1 箇所	母子保健型 1 箇所 基本型 1 箇所	母子保健型 基本型併用 2 箇所	子育て支援課調べ
病児保育の実施	0 箇所	1 箇所	1 箇所	子育て支援課調べ

＊利用者支援事業・・・子ども・子育て支援法第 59 条第 1 項に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

母子保健型：保健師・助産師等の専門性を活かして母子保健を中心としたネットワークにつなげる。保健師等 1 名以上配置。

基 本 型：身近な立場から利用者目線で、子育て家庭の個別ニーズを把握して、施設や事業等の利用につなげていく。子育て支援員研修を修了した専門員（実務経験必要）を 1 名以上配置。

4 安全・安心で生活の質が高いまちづくり

4-1 防災・減災・防犯体制の充実

【現状と課題】

東日本大震災以降、全国各地では、地震をはじめ、豪雪被害、大雨による洪水や火山の噴火等の自然災害が頻発しています。

こうしたことから、町民の災害に対する関心は高く、施策の重要度においても、緊急時に対応できるインフラ施設や組織の整備など、「防災体制の充実」を求める声が多くなっています。

また、大規模災害時の備えとして、給水体制の整備、食料品や衣料品等の備蓄など減災に備える対策を求める声も多くなっています。

さらに、ゲリラ豪雨や有事関連の突発的事案への迅速な対応が求められており、防災情報の伝達体制を整備する必要があります。

防災・防犯体制においては、各地域における自主防災組織の強化、また地域住民と一体となった防犯体制の確立など、「自助・近助・共助・公助」の仕組みを整えて、引続き充実を図っていくことが重要です。

【施策の方向】

大規模災害の発生に備え、予防・連絡体制を確立・強化するとともに、道の駅を災害時における物資の供給拠点とし、緊急車両の進入など、高速道路の活用を図ります。

また、耐震化や耐震診断による地震防災対策をはじめ、豪雨時に浸水する恐れのある区域への幹線雨水排水管渠の整備等を行い、内水害対策や災害時孤立集落対策、治山・治水事業を推進します。あわせて国と連携し、道の駅及び河川防災ステーションを活用して、水防事業の強化を推進します。

さらに、正確な防災情報を伝達するための防災ラジオの普及啓発、消防団、自主防災組織の活性化や、災害時に地域と町が連携しそれぞれの役割を迅速に対応出来る体制を構築するとともに災害用資機材の充実を図り減災に努めます。

また、防犯対策として、子どもや高齢者、障がい児者が交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、スクールガード事業の継続や、住民主役の防犯活動組織の整備等により、地域の防犯力の強化を推進します。

【主な施策・事業】

- 雨水排水管渠の整備、排水ポンプ場の整備
- 治山治水事業
- 木造住宅耐震診断、耐震改修事業
- 消防・防災施設整備事業
- 防災・防犯意識の普及と地域防災・防犯の強化
- 防犯施設の整備
- 交通安全対策の推進と施設整備 等

【目標数値】

目 標	現 状 (H30 年度)	中間値 (H33 年度)	目標値 (H37 年度)	数値の出典
雨水排水管渠の整備面積、整備率	21.1ha 5.1%	31.9ha 7.7%	44.7ha 10.8%	都市整備課調べ
排水ポンプ場の整備	—	—	2 箇所	土木整備課調べ
消防団員数	279 人	280 人	280 人	防災課調べ
消防ポンプ自動車、積載車数の維持	14 台	14 台	14 台	防災課調べ
消火栓の整備	473 箇所	477 箇所	481 箇所	防災課調べ
防火貯水槽の整備	106 基	108 基	110 基	防災課調べ
防災援助協定数	30 団体	32 団体	34 団体	防災課調べ
ふれあい 110 番の家	651 戸	660 戸	670 戸	防災課調べ
交通安全教室の開催	72 回	75 回	75 回	防災課調べ
防災ラジオの普及数	663 台	783 台	900 台	防災課調べ

4-2 飲料水の安定的な確保・供給

【現状と課題】

取り組みの満足度における「上・下水道の整備」は、上位に位置づけられていますが、上水道及び簡易水道の水道管は整備されてから40年以上が経過し、老朽化しているところもあり、安心して安全な水の安定供給を行うため、水道施設等を適正に維持管理していくことが重要となっています。

【施策の方向】

生活に必須のライフラインである上水道・簡易水道については、水源施設の保全や効率的な水道施設の整備・維持を図ります。

また、大規模災害に備え、配水管の耐震化を進めるとともに災害時にも飲料水の確保ができる体制を整え、安定した水道事業の運営に努めます。

【主な施策・事業】

- 簡易水道の水質向上対策
- 上水道、簡易水道の配水管耐震化
- 上水道、簡易水道の配水管更新事業
- 上水道、簡易水道設備更新
- 安定した水道事業の運営 等

【目標数値】

目 標		現 状 (H30 年度)	中間値 (H33 年度)	目標値 (H37 年度)	数値の出典
水道施設の耐震化 (管路耐震化率)	上水道	6.68%	7.85%	9.03%	上下水道課調べ
	簡易水道	1.1%	2.6%	4.6%	

4-3 下水道の整備推進

【現状と課題】

公共下水道整備区域における整備を促進するとともに、整備区域以外の中山間地域では、合併処理浄化槽の整備などにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る必要があります。

【施策の方向】

各家庭や事業所などの生活排水を適正に処理するため、公共下水道の整備を推進します。

また、公共下水道の整備区域外の地域については合併処理浄化槽の設置を支援し、公共用水域の水質汚濁及び地下水の汚染の防止や河川の水質改善を図ります。

【主な施策・事業】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 公共下水道事業○ 流域下水道事業の促進○ 下水道排水設備工事の支援○ 合併処理浄化槽設置整備事業 等 |
|--|

【目標数値】

目 標	現 状 (H30 年度)	中間値 (H33 年度)	目標値 (H37 年度)	数値の出典
公共下水道の整備	395.1ha	440ha	470ha	上下水道課調べ
公共下水道水洗化率	87.5%	88.0%	88.5%	上下水道課調べ
公共下水道普及率	78.4%	79.0%	81.0%	上下水道課調べ

4-4 ごみの減量化と適正処理の推進

【現状と課題】

「大量生産・大量消費・大量廃棄」を基調とした近年の経済活動やライフスタイルの変化を背景に廃棄物は質・量ともに多様化し、地球温暖化などの深刻な問題を発生させています。これらの問題を解決するには、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会、循環型社会の構築が重要となっています。

このような背景の中で、本町では「廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、資源とゴミの分別を徹底するとともに、町と事業者、町民の責務を明確にし、廃棄物の排出抑制及び、再使用及び再生利用の促進等を図ることとしています。

【施策の方向】

恵まれた豊富な資源を次代に引き継ぐため、ごみの減量化と生活環境の保全に努めます。また、新たに施行された、「きれいなふるさとづくり条例」に基づき町民・事業者・町がそれぞれの立場で、生ごみの堆肥化等によるごみの減量化、再資源化の促進及びリサイクル意識の啓発などのごみ減量化に取り組み、環境にやさしい暮らしを進めるとともに循環型社会の構築を目指したまちづくりを推進します。

- 《町の行動》
 - ・ごみの減量・リサイクル意識の啓発
 - ・3R活動の推進（リデュース・リユース・リサイクル）
 - ・適正処理の実施
- 《事業者の行動》
 - ・紙又は紙製品及び使い捨て製品の使用抑制
 - ・再生品の使用
 - ・事業系廃棄物の減量
 - ・リサイクル
- 《町民の行動》
 - ・ごみの発生抑制
 - ・再使用・再生利用
 - ・リサイクル

【主な施策・事業】

- ごみの発生抑制・減量化・再資源化の推進
- 生ごみの堆肥化の推進
- 環境教育の継続・推進
- 食品ロス削減の推進（３０・１０運動等）
- リサイクルステーションの活用
- 広域的なごみ処理体制の充実 等

【目標数値】

目 標	現 状 (H30 年度)	中間値 (H33 年度)	目標値 (H37 年度)	数値の出典
町全体のゴミ処理量	3,400 t	3,200 t	3,000 t	町民生活課調べ
一般廃棄物リサイクル率	11.0%	13.0%	15.0%	町民生活課調べ
環境教育・出前講座の実施	10 回	12 回	14 回	町民生活課調べ

4-5 自然環境の保全と環境美化の推進

【現状と課題】

豊かな自然景観は、美しく、快適な生活環境の源となるものであることから、町全体でふるさとの豊かな自然や風土を大切な資産として、将来へ継承していく必要があります。

また、地域の原風景を活かしながら快適に暮らせる生活環境の充実が求められており、森林や里山の整備など、集落周辺の景観保全の取り組みが必要です。

このようなことから、住民と行政が一体となって、環境保全や不法投棄の防止などの取り組みを推進し、魅力ある市街地や農村集落の景観整備を進めることが重要です。

【施策の方向】

本町の豊かな自然環境を保全し、併せて治山治水を推進するため、住民参加の森づくり活動を推進します。また、市街地の緑化や河川空間の整備、町全体の美化活動などを推進し、魅力ある市街地や農村集落の景観整備を進めます。そして、自然保護の意識高揚を図り、行政と住民の協働による自然環境保全活動や不法投棄防止対策などを進めるとともに、低炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策や自然エネルギーの利用促進などを推進します。

【主な施策・事業】

- 自然景観の保全
- 自然環境保全活動の推進
- 環境美化活動の推進
- 市街地の緑化推進
- 自然エネルギーの利用促進
- 地球温暖化対策の推進
- 不法投棄防止対策の推進
- 犬猫のふん害、空き地の雑草繁茂の防止 等

【目標数値】

目 標	現 状 (H30 年度)	中間値 (H33 年度)	目標値 (H37 年度)	数値の出典
不法投棄処理件数	16 件	14 件	12 件	町民生活課調べ